

徳島県教育委員会規則第五号

徳島県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する等の規則

(徳島県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 事務局

第一節 内部組織及び分掌事務(第五条―第十四条の三)

第二節 職及び職務(第十五条―第十七条)

第三章 教育機関

第一節 徳島県立総合教育センター(第十八条―第三十一条)

第二節 職及び職務(第三十二条―第三十六条)

第四章 附属機関(第三十七条)

附則

第五条第一項中「、生涯学習課及び文化の森振興本部」を「及び生涯学習課」に改める。

第五条の二の表中人権教育課の項の次に次のように加える。

体育学校安全課

全国高校総体推進室

第五条の三及び第五条の四を削る。

第六条第八号中「本部及び室並びに」を「室及び」に改める。

第九条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第九条の二に次の一号を加える。

十二 徳島県藍青賞規則(平成五年徳島県教育委員会規則第七号)に基づき藍青賞の授与に関する事。

第十一条に次の一項を加える。

2 全国高校総体推進室の分掌事務は、全国高等学校総合体育大会の開催に関する事とする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条中「、本部」を削る。

第十四条の三第一項中「第十三条」を「第十二条」に改める。

第十六条第一項の表いじめ問題等対策室長の項の次に次のように加える。

全国高校総体推進室長	課内室	上司の命を受け、課内室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
------------	-----	-----------------------------------

第十六条第一項の表課長補佐の項中「本部及び」を削り、同条第二項を削る。
 第十七条中「本部長、」を削る。

第三章中第二節から第五節までを削る。
 第二十条の次に次の十一条を加える。

第二十一条から第三十一条まで 削除

第三章第六節を同章第二節とする。

第三十二条の見出しを「（所長の職務）」に改め、同条中「、文書館及び二十一世紀館の館長」を削る。

第三十三条の表副館長の項を削り、同条第二項中「、次長又は副館長」を「又は次長」に改める。

第三十四条中上席学芸員の項、専門学芸員の項、学芸係長の項、主任司書の項、主任学芸員の項、司書の項及び学芸員の項を削る。

第三十七条中「又は教育機関」を削り、同条の表徳島県立図書館協議会の項、徳島県立博物館協議会の項、徳島県立近代美術館協議会の項、徳島県立文書館協議会の項、徳島県立二十一世紀館協議会の項及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会の項を削る。

（徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第二条 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「係長」の下に「、主席」を加え、「若しくは司書」を「又は司書」に改め、「又は第四十項に規定する職」を削る。

（徳島県立学校規則の一部改正）

第三条 徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第一項の表備考中「実習助手」の下に「のうち臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員以外の者」を加える。

第三十五条の二第二項第三号中「、第二号及び第五号、同法」を「若しくは第四号、」に、「及び第二項並びに同法」を「若しくは第二項又は」に、「いずれか」を「いずれか」に改める。

工	業		
	機械科	都市環境システム科	電気情報システム科
	機械科		機械ロボットシステム科

別表第一 徳島県立阿南光高等学校の項中

を

総 合 学 科	産 業 創 造 科	建	電
		設 科	気 科

産 業 創 造 科	工 業	
	都 市 環 境 シ ス テ ム 科	機 械 ロ ボ ッ ト シ ス テ ム 科

に改める。

(徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則の一部改正)

第四条 徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則(昭和三十五年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第十九条の二」及び「、第二十一条の二」を削る。

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

第五条 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、臨時的任用職員」を削る。

第六条第二項中「本部長の指定する部長並びに」を削る。

第十七条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に認める場合には、総務事務システムにより申請を行い、所属長の承認をもつてこれに代えることができる。

第二十一条第一項第一号中「、副館長」を削る。

第三十一条の二第一項第三号中「、第二号若しくは第五号」を「若しくは第四号」に改める。

(徳島県教育委員会関係職員表彰規程の一部改正)

第六条 徳島県教育委員会関係職員表彰規程(昭和四十三年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「本部長、」を削る。

(徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第七条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号、第五号及び第八号中「、図書館」を削り、同項第十四号中「)

徳島県立文書館協議会及び徳島県立二十一世紀館協議会を除く。」を削る。

(徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部改正)

第八条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及び同条第二号イ中「、教育次長及び本部長」を「及び教育次長」に改める。

(徳島県教職員被服等貸与規則の一部改正)

第九条 徳島県教職員被服等貸与規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本部長、」を削る。

(教育職員免許に関する規則の一部改正)

第十条 教育職員免許に関する規則(平成元年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「徳島県教育委員会」の下に「の事務局(徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)第二条第四号二に掲げる事務を分掌する内部部局を含む。)」を、「又は市町村教育委員会」の下に「の事務局(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより市町村長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。)」を、「県市町村教育委員会」の下に「の事務局」を加える。

第六条の五第一項及び第六条の六(見出しを含む。)中「県市町村教育委員会」の下に「の事務局」を加える。

(学校その他の教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部改正)

第十一条 学校その他の教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則(平成四年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号から第七号までを削り、第八号を第二号とする。

(県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第十二条 県費負担教職員の人事評価に関する規則(平成十二年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の人事評価についての特例)

第五条 臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の人事評価の実施については、この規則の規定にかかわらず、県教育委員会が別に定める。

(徳島県教育委員会公文書管理規則の一部改正)

第十三条 徳島県教育委員会公文書管理規則(平成十三年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「次に掲げる」を「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「、本部」を削る。

(指導改善研修の実施に関する規則の一部改正)

第十四条 指導改善研修の実施に関する規則(平成二十年徳島県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二」を「第二十五条」に、「第二十五条の三」を「第二十五条の二」に改める。

第八条第五項中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

(徳島県立図書館協議会規則等の廃止)

第十五条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 徳島県立図書館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第三号)
- 二 徳島県立博物館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第四号)
- 三 徳島県立近代美術館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第五号)
- 四 徳島県立文書館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第六号)
- 五 徳島県立二十一世紀館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第七号)
- 六 徳島県立図書館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第八号)
- 七 徳島県立博物館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第九号)
- 八 徳島県立近代美術館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第十号)
- 九 徳島県立文書館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第十一号)
- 十 徳島県立二十一世紀館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第十二号)
- 十一 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館管理規則(平成二十二年徳島県教育委員会規則第四号)
- 十二 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会規則(平成二十二年徳島県教育委員会規則第五号)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。